官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（外務七）　一
○財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務一二）　一
〔告　示〕
○ビスケット類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一）　三
○ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同二）
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務七一）
○国家公務員等の旅費支給規程第十三条第三項第三号に規定する宿泊施設の一覧表の作成に関する手続を定める告示（外務一二〇）
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務七六）
○保安林の指定をする件（農林水産四八四～四九〇）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通二一〇～二一二）　五
○運輸審議会件名表に登載された件（同二一三）　六
○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領の一部を改正する告示（同二一四）　六
〔国会事項〕
内閣　六
〔人事異動〕
内閣　七
〔皇室事項〕
官庁事項　七
〔官庁報告〕
留萌川水系、富士川水系及び筑後川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　七
労　働　七
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（四国運輸局最低賃金公示四）　七
〔公　告〕
諸事項　八
官庁　八
有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　八
会社その他　九

省　令

○外務省令第七号

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条の規定に基づき、外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年外務省令第二号）の一部を改正する省令を次のように定める。」

令和七年三月二十七日

外務大臣　岩屋　毅

外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

附　則

この省令は、旅券法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令二百二十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○財務省令第十二号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項の規定に基づき、財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

財務大臣　加藤　勝信

財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年財務省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第四条の二　情報通信技術活用法第六条第五項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

告　示